○厚生労働省告示第十四号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十二条第五項の規定に基づき、平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの雇用保険率を次のとおり変更する。

平成二十六年一月二十七日

厚生労働大臣　田村　憲久

平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの雇用保険率は、千分の十三・五（次の各号に掲げる事業にあっては、当該各号に定める率）とする。

一　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（以下「法」という。）第十二条第四項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）　千分の十五・五

二　法第十二条第四項第三号に掲げる事業　千分の十六・五

○農林水産省告示第百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県西置賜郡白鷹町大字浅立字薬師入四四三八の一、四四三八の二、四四五一から四四五三まで、四四五六から四四五九まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　山形県西村山郡西川町大字月岡字上嶋沢七八七の一五から七八七の一八まで、字大井戸沢六七六の一、六七六の一〇、六七六の一二、六七六の六二、六七六の六三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上嶋沢七八七の一五・七八七の一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、七八七の一八、字大井戸沢六七六の一（次の図に示す部分に限る。）、六七六の六二

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山形県庁及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　保安林の所在場所　富山県氷見市蒲田字宮谷内八、九、一一、字宮ノ谷内八〇六、八〇七、八一〇から八一二まで、小滝字中ノ谷割二二の三・字明ケ谷割五五（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、森寺字焼山一、字城山五五の二、五五の三、仏生寺字柿ノ下二一八一の二、二一八三、二一八三の一、二一九七、鞍骨字明後谷一〇の三、七一の五、七三、白川字古屋三三六・字上口四四〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、小矢部市菅ケ原字西ノ窪二八〇の一、嶺字石山谷一二六、字谷内九〇三、谷坪野字加見二五六〇、二五八一、字西山二の五、三の五・字奥山五二の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　土砂の流出の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　富山県氷見市大浦字諏訪三から五まで、七、一一から一六まで、一八の一から一八の三まで、一九から二一まで、二五の一、二五の六、長坂字小河内三一九九

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を富山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町神山字西ノ峯三一七の一から三一七の七まで、字野口芦谷一三四二、一三五五の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字野口芦谷一三四二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十六年一月二十七日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　島根県浜田市旭町今市一一七七

二　指定の目的　水源の涵養（かん）

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）